

*受理年月日	年 月 日
*受理番号	
*備考	

変更届出書

令和6年10月21日

宇都宮市長 様

氏名又は名称 株式会社 カワチ薬品
 代表取締役 河内 伸二
 住 所 栃木県小山市大字卒島1293番地

氏名又は名称 株式会社ヨークベニマル
 代表取締役 大高 耕一路
 住 所 福島県郡山市谷島町5番42号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カワチ薬品泉が丘店・ヨークベニマル泉が丘店
 所在地 栃木県宇都宮市泉が丘六丁目2558番68 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 栃木県宇都宮市泉が丘6丁目2558-68番 外
 (変更後) 栃木県宇都宮市泉が丘六丁目2558番68 外

(2) 大規模小売店舗の設置者

(変更前) 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 良三郎
 住 所 栃木県小山市卒島1293番地
 氏名又は名称 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
 住 所 福島県郡山市朝日2丁目18番2号

(変更後) 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二
 住 所 栃木県小山市大字卒島1293番地
 氏名又は名称 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 耕一路
 住 所 福島県郡山市谷島町5番42号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カワチ薬品	代表取締役 河内 良三郎	栃木県小山市卒島1293番地
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 善興	福島県郡山市朝日2丁目18番2号

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カワチ薬品	代表取締役 河内 伸二	栃木県小山市大字卒島1293番地
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町5番42号



3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成 15 年 3 月 10 日

(2) 大規模小売店舗の設置者

株式会社カワチ薬品 令和 5 年 6 月 28 日

株式会社ヨークベニマル 令和 6 年 5 月 27 日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 令和 5 年 6 月 28 日

株式会社ヨークベニマル 令和 6 年 5 月 27 日

4 変更する理由

建物登記により所在地が確定した為

設置者及び小売業を行う者の代表者、所在地が変更となった為

別添資料

登 記 簿 謄 本

2024/08/13 09:38 現在の情報です。

栃木県小山市大字卒島1293番地
株式会社カワチ薬品

会社法人等番号	0600-01-014164	
商号	株式会社カワチ薬品	
本店	栃木県小山市大字卒島1293番地	
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和4年9月1日設定 令和4年9月1日登記
公告をする方法	当社の公告は、電子公告により行う。 <u>http://www.cawachi.co.jp/</u> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年6月8日変更 平成18年7月18日登記
	当社の公告は、電子公告により行う。 <u>https://www.cawachi.co.jp/</u> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	令和3年7月1日変更 令和3年9月2日登記
会社成立の年月日	昭和42年4月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品の製造、処方調剤並びに販売 2. 医薬部外品、医療器具、化粧品及び雑貨の販売 3. 毒物劇物の販売 4. 計量器の販売 5. 生鮮食品及び加工食品、菓子の販売 6. 衣料品の販売 7. 酒、たばこ、塩、米穀類、新聞、書籍類の販売 8. 生花、種子、球根及び草花の販売 9. 収入印紙、郵便切手、葉書の販売 10. 前記1乃至9の物品及び附帯関連する物品の卸売業 11. 郵便・インターネット及びその他の通信、カタログ等を利用した通信販売業 12. 宅配便の取次 13. 各種企業に対する経営の診断及び総合指導並びに経営指導するための企業管理 14. 一般企業の財務に関する調査及び立案並びに会計事務の代行業務 15. 損害保険代理業に関する業務 16. 生命保険の募集に関する業務 17. 不動産の賃貸及び管理 18. 特定健康診査並びに特定保健指導の医療機関への斡旋とその実施 19. 健康増進啓発、相談助言に対し薬剤師、管理栄養士の派遣並びに人材の育成 20. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 21. 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業又は第1号事業 22. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 23. エステティック用化粧品、関連機器の販売及び施術 24. 上記各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: center;">平成29年6月13日変更 平成29年6月28日登記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品の製造、処方調剤並びに販売 2. 医薬部外品、医療器具、化粧品及び雑貨の販売 3. 毒物劇物の販売 4. 計量器の販売 5. 生鮮食品及び加工食品、菓子の販売 6. 衣料品の販売 7. 酒、たばこ、塩、米穀類、新聞、書籍類の販売 8. 生花、種子、球根及び草花の販売 9. 収入印紙、郵便切手、葉書の販売 10. 前記1乃至9の物品及び附帯関連する物品の卸売業 11. 郵便・インターネット及びその他の通信、カタログ等を利用した通信販売業 12. 宅配便の取次 13. 各種企業に対する経営の診断及び総合指導並びに経営指導するための企業管理 14. 一般企業の財務に関する調査及び立案並びに会計事務の代行業務 15. 損害保険代理業に関する業務 	

	16. 生命保険の募集に関する業務 17. 不動産の賃貸及び管理 18. 特定健康診査並びに特定保健指導に関する業務 19. 健康増進啓発、相談助言に対し薬剤師、管理栄養士の派遣並びに人材の育成 20. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 21. 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業又は第1号事業 22. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 23. エステティック用化粧品、関連機器の販売及び施術 24. 上記各号に附帯する一切の業務 令和4年6月14日変更 令和4年6月27日登記	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	5200万株	平成16年4月30日変更
		平成16年12月1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2458万3420株	平成18年11月30日変更
		平成18年12月4日登記
資本金の額	金130億195万3000円	平成18年11月30日変更
		平成18年12月4日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年4月1日変更 平成24年4月2日登記	
役員に関する事項	取締役 河内伸二	令和1年6月11日重任
		令和1年7月5日登記
	取締役 河内伸二	令和3年6月10日重任
		令和3年6月30日登記
	取締役 河内伸二	令和5年6月14日重任
		令和5年6月28日登記
	取締役 小松順嗣	令和1年6月11日重任
		令和1年7月5日登記
		令和3年6月10日退任
		令和3年6月30日登記
	取締役 大久保勝之	令和1年6月11日重任
		令和1年7月5日登記
	取締役 大久保勝之	令和3年6月10日重任
		令和3年6月30日登記
	取締役 大久保勝之	令和5年6月14日重任
		令和5年6月28日登記
	取締役 宮原誠司	令和1年6月11日重任
		令和1年7月5日登記
	取締役 宮原誠司	令和3年6月10日重任
		令和3年6月30日登記
令和4年3月15日辞任		
令和4年3月25日登記		
取締役 奥山広道	令和1年6月11日重任	

		令和 1年 7月 5日登記
		令和 3年 6月10日退任
		令和 3年 6月30日登記
取締役	渡辺 林 治	令和 1年 6月11日重任
		令和 1年 7月 5日登記
取締役	渡辺 林 治	令和 3年 6月10日重任
		令和 3年 6月30日登記
取締役	渡辺 林 治	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
取締役	赤松 育子	令和 2年 6月11日就任
		令和 2年 6月22日登記
取締役	赤松 育子	令和 3年 6月10日重任
		令和 3年 6月30日登記
		令和 4年 6月14日辞任
		令和 4年 6月27日登記
取締役	江藤 美帆	令和 4年 6月14日就任
		令和 4年 6月27日登記
取締役	江藤 美帆	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
栃木県栃木市片柳町二丁目3番24号 代表取締役	河内 伸二	令和 1年 6月11日重任
		令和 1年 7月 5日登記
栃木県栃木市片柳町二丁目3番24号 代表取締役	河内 伸二	令和 3年 6月10日重任
		令和 3年 6月30日登記
栃木県栃木市片柳町二丁目3番24号 代表取締役	河内 伸二	令和 5年 6月14日重任
		令和 5年 6月28日登記
監査役	田村 好夫	令和 2年 6月11日重任
		令和 2年 6月22日登記
監査役	田村 好夫	令和 6年 6月12日重任
		令和 6年 6月25日登記
監査役 (社外監査役)	原 義彦	令和 2年 6月11日重任
		令和 2年 6月22日登記
		令和 6年 6月12日退任
		令和 6年 6月25日登記
監査役 (社外監査役)	澤田 雄二	令和 2年 6月11日重任
		令和 2年 6月22日登記
監査役 (社外監査役)	澤田 雄二	令和 6年 6月12日重任
		令和 6年 6月25日登記
監査役	岡安 俊幸	令和 6年 6月12日就任

	(社外監査役)	令和 6年 6月25日登記
	監査役 大 谷 剛	令和 6年 6月12日就任
	(社外監査役)	令和 6年 6月25日登記
	会計監査人 東陽監査法人	令和 2年 6月11日重任 令和 2年 6月22日登記
	会計監査人 東陽監査法人	令和 3年 6月10日重任 令和 3年 6月30日登記
	会計監査人 東陽監査法人	令和 4年 6月14日重任 令和 4年 6月27日登記
	会計監査人 東陽監査法人	令和 5年 6月14日重任 令和 5年 6月28日登記
	会計監査人 東陽監査法人	令和 6年 6月12日重任 令和 6年 6月25日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成28年 6月 7日設定 平成28年 6月21日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 平成28年 6月 7日設定 平成28年 6月21日登記	
新株予約権	第7回新株予約権 新株予約権の数 190個 152個 令和 1年 6月12日変更 令和 1年 7月 5日登記 114個 令和 3年 6月11日変更 令和 3年 9月 2日登記 76個 令和 4年 3月16日変更 令和 4年 3月25日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 19,000株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株) ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 普通株式 15,200株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株) ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 1年 6月12日変更 令和 1年 7月 5日登記 普通株式 11,400株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株) ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$	

議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

 また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 6月 11日変更 令和 3年 9月 2日登記

普通株式 7,600株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

 また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月 16日変更 令和 4年 3月 25日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 金184,500円(1株当たり1,845円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月1日から平成60年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成30年 5月 31日発行

平成30年 6月 28日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

4,485個

1,860個

令和 1年 6月 11日変更 令和 1年 7月 5日登記

1,850個

令和 1年 6月 30日変更 令和 1年 9月 30日登記

1,845個

令和 1年 7月 1日変更 令和 1年 9月 30日登記

1,840個

令和 1年 7月 31日変更 令和 1年 9月 30日登記

1,830個

令和 1年 8月 31日変更 令和 1年 9月 30日登記

1,815個

令和 1年 11月 15日変更 令和 2年 1月 15日登記

1,800個

令和 1年 12月 31日変更 令和 2年 1月 15日登記

1,770個

令和 2年 3月 31日変更 令和 2年 6月 22日登記

1,760個

令和 2年 6月 30日変更 令和 2年 10月 1日登記

1,695個

令和 2年 7月 31日変更 令和 2年 10月 1日登記

1,690個	令和 2年 8月26日変更	令和 2年10月 1日登記
1,645個	令和 2年 8月31日変更	令和 2年10月 1日登記
1,635個	令和 2年11月30日変更	令和 3年 2月15日登記
1,625個	令和 3年 3月15日変更	令和 3年 4月27日登記
1,610個	令和 3年 7月31日変更	令和 3年 9月 2日登記
1,595個	令和 4年 3月16日変更	令和 4年 3月25日登記
1,590個	令和 4年 4月10日変更	令和 4年 6月27日登記
1,585個	令和 4年 8月24日変更	令和 4年 9月 1日登記
1,565個	令和 5年 1月26日変更	令和 5年 2月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 448,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 186,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 6月11日変更 令和 1年 7月 5日登記

普通株式 185,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 9月30日登記

普通株式 184,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 7月 1日変更 令和 1年 9月30日登記

普通株式 184,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 7月31日変更 令和 1年 9月30日登記

普通株式 183,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株

式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月30日登記

普通株式 181,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年11月15日変更 令和 2年 1月15日登記

普通株式 180,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月15日登記

普通株式 177,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 6月22日登記

普通株式 176,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 6月30日変更 令和 2年10月 1日登記

普通株式 169,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年10月 1日登記

普通株式 169,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 8月26日変更 令和 2年10月 1日登記

普通株式 164,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)

む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 8月31日変更 令和 2年10月 1日登記

普通株式 163,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年11月30日変更 令和 3年 2月15日登記

普通株式 162,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)ただし、当社

取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 3月15日変更 令和 3年 4月27日登記

普通株式 161,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 9月 2日登記

普通株式 159,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月16日変更 令和 4年 3月25日登記

普通株式 159,000株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 4月10日変更 令和 4年 6月27日登記

普通株式 158,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 8月24日変更 令和 4年 9月 1日登記

普通株式 156,500株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株

式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$
 また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 1月26日変更 令和 5年 2月20日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

280,500円(1株当たり金2,805円)
 新株予約権割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)の新規発行株式数×1株当たり払込金額

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間
 平成32年6月1日から平成35年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成30年	5月31日発行
平成30年	6月28日登記

令和5年6月1日行使期間満了

令和 5年 6月28日登記

第9回新株予約権
 新株予約権の数

352個
 264個

176個

令和 3年 6月11日変更

令和 3年 9月 2日登記

令和 4年 3月16日変更

令和 4年 3月25日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 35,200株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 26,400株

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 6月11日変更 令和 3年 9月 2日登記

普通株式 17,600株

（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株）

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月16日変更 令和 4年 3月25日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金217,500円（1株当たり2,175円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和3年4月10日から令和3年4月9日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

令和 3年 4月 9日発行

令和 3年 4月 27日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月18日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月18日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 5月17日移記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2024/08/13 09:40 現在の情報です。

福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル

会社法人等番号	3800-01-006893	
商号	株式会社ヨークベニマル	
本店	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	
	福島県郡山市谷島町5番42号	令和3年2月11日移転 令和3年2月12日登記
公告をする方法	東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://yorkbenimaru.com/company/outline/	令和1年8月19日変更 令和1年8月30日登記
会社成立の年月日	昭和22年6月12日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業、訪問販売業・通信販売業 2. 酒類の販売業 3. 塩、たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業 4. 古物営業 5. 医薬品、医療用具および化学工業薬品ならびに計量器の販売業 6. 薬局および診療所の経営 7. 飲食店業および興行場、遊技場、駐車場の経営 8. 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業および旅行業ならびにこれらに関する斡旋業および自動車教習所の紹介 9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介および鑑定業 11. 各種委託取次業 12. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業 13. 各種企業の経営指導および業務受託 14. 介護保険法に基づく居宅サービス業および介護予防サービス業、その他介護を必要としている者への福祉用具の貸与および販売業 15. クレジットの取扱に関する事務受託 16. 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事務受託 17. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理および販売、ならびに各種情報提供サービス 18. 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成26年5月15日変更 平成26年5月28日登記</p>	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5063万4535株	平成14年9月1日変更 平成14年9月2日登記
資本金の額	金99億2797万2039円	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: right;">平成19年5月17日設定 平成19年6月1日登記</p>	
役員に関する事項	取締役	大高善興
		令和2年5月19日重任 令和2年6月2日登記
	取締役	大高善興
		令和3年5月18日重任 令和3年5月31日登記
	取締役	大高善興
		令和4年5月17日重任 令和4年5月30日登記

取締役	大 高 善 興	令和 5年 5月16日重任
		令和 5年 5月30日登記
取締役	大 高 善 興	令和 6年 5月14日重任
		令和 6年 5月27日登記
取締役	真 船 幸 夫	令和 2年 5月19日重任
		令和 2年 6月 2日登記
取締役	真 船 幸 夫	令和 3年 5月18日重任
		令和 3年 5月31日登記
取締役	真 船 幸 夫	令和 4年 5月17日重任
		令和 4年 5月30日登記
取締役	真 船 幸 夫	令和 5年 5月16日重任
		令和 5年 5月30日登記
取締役	真 船 幸 夫	令和 6年 5月14日重任
		令和 6年 5月27日登記
取締役	橋 本 孝	令和 2年 5月19日重任
		令和 2年 6月 2日登記
取締役	橋 本 孝	令和 3年 5月18日重任
		令和 3年 5月31日登記
取締役	橋 本 孝	令和 4年 5月17日重任
		令和 4年 5月30日登記
取締役	橋 本 孝	令和 5年 5月16日重任
		令和 5年 5月30日登記
取締役	橋 本 孝	令和 6年 5月14日重任
		令和 6年 5月27日登記
取締役	三 澤 隆	令和 2年 5月19日重任
		令和 2年 6月 2日登記
		令和 3年 5月18日退任
		令和 3年 5月31日登記
取締役	佐 藤 孝 男	令和 2年 5月19日重任
		令和 2年 6月 2日登記
取締役	佐 藤 孝 男	令和 3年 5月18日重任
		令和 3年 5月31日登記
取締役	佐 藤 孝 男	令和 4年 5月17日重任
		令和 4年 5月30日登記
取締役	佐 藤 孝 男	令和 5年 5月16日重任
		令和 5年 5月30日登記
		令和 6年 2月29日辞任
		令和 6年 3月12日登記

取締役	郡 司 弘 一	令和 2年 5月 19日 重任
		令和 2年 6月 2日 登記
取締役	郡 司 弘 一	令和 3年 5月 18日 重任
		令和 3年 5月 31日 登記
取締役	郡 司 弘 一	令和 4年 5月 17日 重任
		令和 4年 5月 30日 登記
取締役	郡 司 弘 一	令和 5年 5月 16日 重任
		令和 5年 5月 30日 登記
取締役	郡 司 弘 一	令和 6年 5月 14日 重任
		令和 6年 5月 27日 登記
取締役	大 高 耕 一 路	令和 3年 3月 1日 就任
		令和 3年 3月 2日 登記
取締役	大 高 耕 一 路	令和 3年 5月 18日 重任
		令和 3年 5月 31日 登記
取締役	大 高 耕 一 路	令和 4年 5月 17日 重任
		令和 4年 5月 30日 登記
取締役	大 高 耕 一 路	令和 5年 5月 16日 重任
		令和 5年 5月 30日 登記
取締役	大 高 耕 一 路	令和 6年 5月 14日 重任
		令和 6年 5月 27日 登記
取締役	松 崎 久 美	令和 4年 3月 1日 就任
		令和 4年 3月 2日 登記
取締役	松 崎 久 美	令和 4年 5月 17日 重任
		令和 4年 5月 30日 登記
取締役	松 崎 久 美	令和 5年 5月 16日 重任
		令和 5年 5月 30日 登記
取締役	松 崎 久 美	令和 6年 5月 14日 重任
		令和 6年 5月 27日 登記
取締役	河 田 靖 彦	令和 4年 3月 1日 就任
		令和 4年 3月 2日 登記
取締役	河 田 靖 彦	令和 4年 5月 17日 重任
		令和 4年 5月 30日 登記
		令和 5年 2月 28日 辞任
		令和 5年 3月 1日 登記
取締役	伊 藤 弘 雅	令和 4年 3月 1日 就任
		令和 4年 3月 2日 登記
取締役	伊 藤 弘 雅	令和 4年 5月 17日 重任
		令和 4年 5月 30日 登記
取締役	伊 藤 弘 雅	令和 5年 5月 16日 重任

取締役	伊藤弘雅	令和5年5月30日登記		
		令和6年5月14日重任		
		令和6年5月27日登記		
取締役	石橋誠一郎	令和5年3月1日就任		
		令和5年3月1日登記		
取締役	石橋誠一郎	令和5年5月16日重任		
		令和5年5月30日登記		
取締役	石橋誠一郎	令和6年5月14日重任		
		令和6年5月27日登記		
取締役	須賀秀人	令和5年3月1日就任		
		令和5年3月1日登記		
取締役	須賀秀人	令和5年5月16日重任		
		令和5年5月30日登記		
取締役	須賀秀人	令和6年5月14日重任		
		令和6年5月27日登記		
取締役	堀越康弘	令和6年3月1日就任		
		令和6年3月12日登記		
取締役	堀越康弘	令和6年5月14日重任		
		令和6年5月27日登記		
福島県郡山市長者二丁目7番19号 代表取締役	大高善興	令和2年5月19日重任		
		令和2年6月2日登記		
		令和3年5月18日重任		
		令和3年5月31日登記		
		令和4年5月17日重任		
		令和4年5月30日登記		
		令和5年5月16日重任		
		令和5年5月30日登記		
		令和6年3月1日辞任		
		令和6年3月12日登記		
		福島県須賀川市滑川字池田173番地4 代表取締役	真船幸夫	令和2年5月19日重任
				令和2年6月2日登記
令和3年5月18日重任				
令和3年5月31日登記				
令和4年5月17日重任				
令和4年5月30日登記				
令和5年5月16日重任				
令和5年5月30日登記				
令和6年3月1日辞任				
令和6年3月12日登記				

		令和 6年 3月 12日登記
福島県郡山市長者二丁目7番19号 代表取締役 大 高 耕 一 路		令和 6年 3月 1日就任
		令和 6年 3月 12日登記
福島県郡山市長者二丁目7番19号 代表取締役 大 高 耕 一 路		令和 6年 5月 14日重任
		令和 6年 5月 27日登記
監査役 齋 藤 隆		平成29年 3月 1日就任
		平成29年 3月 1日登記
		令和 3年 5月 18日退任
		令和 3年 5月 31日登記
監査役 野 口 久 隆		平成29年 5月 16日就任
		平成29年 5月 30日登記
		令和 3年 2月 28日辞任
		令和 3年 3月 2日登記
監査役 手 島 伸 知		令和 3年 3月 1日就任
		令和 3年 3月 2日登記
監査役 手 島 伸 知		令和 3年 5月 18日重任
		令和 3年 5月 31日登記
		令和 6年 5月 14日辞任
		令和 6年 5月 27日登記
監査役 三 澤 隆		令和 3年 5月 18日就任
		令和 3年 5月 31日登記
監査役 石 井 信 也		令和 6年 5月 14日就任
		令和 6年 5月 27日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人		令和 2年 5月 19日重任
		令和 2年 6月 2日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人		令和 3年 5月 18日重任
		令和 3年 5月 31日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人		令和 4年 5月 17日重任
		令和 4年 5月 30日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人		令和 5年 5月 16日重任
		令和 5年 5月 30日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人		令和 6年 5月 14日重任
		令和 6年 5月 27日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>(1) 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年 5月 19日変更 平成18年 6月 2日登記</p>	
非業務執行取締役	(1) 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任に	

等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>ついて法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成18年 5月19日変更 平成18年 6月 2日登記</p>
吸収合併	<p>令和4年3月1日福島県郡山市字石塚56番地の1株式会社ライフフーズを合併</p> <p>令和 4年 3月 3日登記</p>
	<p>令和6年2月29日福島県郡山市谷島町5番42号株式会社マルニホールディングスを合併</p> <p>令和 6年 3月14日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成18年 6月 2日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p>平成14年 5月30日移記</p>

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別添資料

建 物 登 記 簿 謄 本

2024/08/13 09:41 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	[余白]	不動産番号	0600001170914
所在図番号	[余白]			
所 在	宇都宮市泉が丘六丁目 2558番地402番地、2558番地68		[余白]	
家屋番号	2558番402		[余白]	
① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗 倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	2825:95 :	平成15年1月17日新築 〔平成15年2月13日〕	
所 有 者	小山市大字卒島1293番地 株式会社カワチ薬品			

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成15年2月17日 第5047号	所有者 小山市大字卒島1293番地 株式会社カワチ薬品

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2024/08/13 09:41 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	余白	不動産番号	0600001171912
所在図番号	余白			
所 在	宇都宮市泉が丘六丁目 2558番地68		余白	
家屋番号	2558番68		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2967.95	平成15年2月17日新築 〔平成15年3月10日〕	
所 有 者	福島県郡山市朝日二丁目18番2号 株 式 会 社 ヨ ー ク ベ ニ マ ル			

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。